

今後のICT分野における国民の権利保障等の
在り方を考えるフォーラム（第5回会合）

1. 日 時：平成22年4月23日（金）17：00～18：47
2. 場 所：総務省第1特別会議室
3. 出席者：

（1）構成員（座長・座長代理を除き五十音順、敬称略）

濱田 純一（座長）、長谷部 恭男（座長代理）、上杉 隆、宇賀 克也、木原 くみこ、
楠 茂樹、工藤 泰志、郷原 信郎、五代 利矢子、宍戸 常寿、中村 伊知哉、
服部 孝章、羽石 保、浜井 浩一、深尾 昌峰、堀 義貴、丸山 伸一

（2）オブザーバ（五十音順、敬称略）

金田 新（代理出席）、河合 久光、嶋 聡（代理出席）、長尾 毅（代理出席）、
福田 俊男（代理出席）、渡邊 大樹（代理出席）

（3）ヒアリング対象者（ヒアリング順、構成員を除く）

社団法人日本PTA全国協議会 曾我 邦彦

慶應義塾大学 村井 純

英知法律事務所 弁護士 森 亮二

（4）総務省

原口総務大臣、内藤総務副大臣

4. 議 事

- （1）関係者ヒアリング
- （2）意見交換

5. 議事録

【濱田座長】 それでは、定刻となりましたので「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」の第5回会合を開催させていただきます。

本日の会合もこれまでと同様、完全公開により行わせていただきます。この会合の様子はインターネットにより生中継をしておりますので、ご了解いただければと思います。

本日は、後構成員、音構成員、黒岩構成員、重延構成員、根岸構成員の各構成員がご欠席と伺っております。それから、郷原構成員、宍戸構成員が遅れてご出席と伺っております。また、KDDIの小野寺オブザーバの代理で長尾渉外・広報本部長に、ソフトバンク

の孫オブザーバの代理で嶋社長室長に、民放連の広瀬オブザーバの代理で福田専務理事に、NHK福地オブザーバの代理で金田専務理事に、NTT三浦オブザーバの代理で渡邊経営企画部門長にそれぞれご出席をいただいております。

総務省側では、長谷川政務官がご欠席と伺っております。

議題に入る前に、構成員の交代等についてご紹介をいたします。

前回までフォーラムに参加いただいております毎日新聞の児玉構成員と読売新聞の丸山構成員が、4月の人事異動によりフォーラムへの参加が難しくなったため、構成員を辞退されております。丸山構成員については、社内で後任に当たる、同じ名字の、丸山伸一さんに今回の会合から構成員としてご出席いただくことになりましたのでご了承いただければと思います。

丸山構成員から一言ご挨拶をお願いいたします。

【丸山構成員】 丸山です。私は社会部記者、その後、論説委員をほぼ30年やってまいりました。放送界を取り巻く現状や法体系をさほど詳しくはございませんけれども、一生懸命勉強させていただいて、皆様方と議論に参加させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【濱田座長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。本日は前回、前々回に引き続いて3回目のヒアリングになります。

まず初めに大臣からお話をお願いいたします。

【原口大臣】 皆さん、こんにちは。総務大臣の原口一博でございます。皆様には、濱田座長をはじめ毎回精力的にご議論を賜りまして、心から感謝申し上げたいと思います。この間の幾つかの動きについてご説明申し上げることで、皆様への感謝に代えたいと思います。

まず、「ICT維新ビジョン」を作成させていただきました。2015年までに「光の道」、これは光ファイバだけではなく、もちろん無線もございます。そういうものを駆使して国民の生産性あるいは教育、アクセスの権利をしっかりと保障していくビジョンを出させていただきました。

今日、東京スカイツリーへ視察に行つてまいりました。「むさし」と言われる634メートルの世界一巨大な電波塔で、工事の休憩時間を利用して150メートルのところまで登らせていただきました。五重塔という、過去の私たちの歴史が誇っている技術を利用しな

がら、温故知新、まさに未来を開く電波塔をおつくりいただいている皆様に激励と感謝を申し上げてきました。

「ICT維新ビジョン」に加えて、国民IDに関する「原口5原則」というものも出させていただきました。これはいつの間にか自らの情報が誰かに囲い込まれて、そして知らない間に情報のセキュリティが奪われている。アイデンティファイ、つまり国民自らが自分であることを証明することは大変大きな権利でございます。そういう5原則を出させていただきつつ、今新たな情報通信社会についての指針をつくらせていただいています。

すべての人に公正・公平に開かれたプラットフォームをつくりたい。電子政府化についても、私たちは議論をしています。来年の通常国会に向けて電子政府化の推進のための法律あるいは地方政府の電子政府を標準化できるような、標準化法をつくらせていただきたいと思います。誰もが等しく情報にアクセスできる、あるいは入札システムについても電子によって公正・公平なシステムをつくっていきたいと思っております。

本日はヒアリングの3回目でございますが、過去2回のヒアリングを振り返りますと、NHKと民放3社の方々からは、コンプライアンス体制あるいは視聴者対応といった自主的な取組についてご説明をいただきました。またBPOからは、報道・表現の自由を保障しつつ、視聴者の基本的人権を守るという要請から設立・運営されている実態や現在の取組についてご説明を賜りました。

また、音構成員、宍戸構成員からは、言論の自由を守る「砦」を議論する際に必要な視点として、各種プロセスの透明性の確保や既存の受信者による発信の場の拡充等が挙げられておりました。今日から行政刷新会議において事業仕分け第2弾をやらせていただいておりますが、私たち総務省は出先機関についても権限仕分けを行おうとしています。2人の構成員がお話になったように、そこに至るプロセスも全部開示をして、そのパフォーマンス、行為の正統性、あるいは参加度を加えたいと考えています。また、内容規制にシフトするのであれば、強い権限と独立性を有する機関が「砦」となるが、そうでないとすれば、行政の監視、事業者の自主的取組強化、BPOの機能拡大の重層的な組合せが「砦」となり得るという説明をいただきました。

消費者団体の特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟からは、視聴者からの温かく、しかし批判精神を忘れない率直な声が寄せられることこそ一番の「砦」だとのことご意見を賜りました。

日本弁護士連合会からは、独立した委員会の設置や記者クラブ会見の開放、パブリック

アクセスの導入等に関するご提言をいただきました。

さらに、社団法人日本新聞協会からは、クロスメディア所有規制の在り方について、多メディア、多チャンネル化の時代における経営の選択肢拡大のため、規制緩和・撤廃の方向で議論すべきとのご意見がございました。

このように多くの方々から今後の検討の参考となるご意見を賜ったわけですが、本日の第3回ヒアリングでも、上杉構成員、木原構成員、深尾構成員、中村構成員、社団法人日本PTA全国協議会、慶應義塾大学の村井教授、弁護士の森さんの計7名の方々からそれぞれの観点でご発表をいただくことになっております。

今日は慶應義塾大学の開校記念日だそうでございます。福沢諭吉公が慶應義塾大学をおつくりになるに当たって何を指してこられたのか、そしてどのような理念でおつくりになったのかというご意見を先ほど金子郁容先生からお話いただいたところでございます。まさに、自由で開かれたこの日本の社会、そして一人ひとりの表現の自由あるいは報道・放送の自由など様々な自由が強く守られるためのご議論を展開していただいていることに改めて感謝を申し上げます。

結びになりますが、同じつながることによって保障されるもの、あるいは今、NICT（情報通信研究機構）において脳と情報通信についての研究というものをキックオフさせていただきました。脳というのはリジットなかたいアーキテクチャーではなく、むしろ揺らぎやノイズを大事にしながら、極めて省エネのシステムを持っています。自由であること、柔軟であることが変化に対応できる唯一の道であるということでございます。まさに自由で柔軟で寛容な社会をつくり上げるためのご努力に心から感謝を申し上げまして、総務大臣としての挨拶に代えたいと思います。

本当に濱田先生を中心にありがとうございました。

【濱田座長】 それでは、今大臣からお話ございましたように、早速今日のヒアリングを開始したいと思います。ヒアリング対象者の皆様におかれましては、お忙しい中、フォーラムにご出席をいただきましてありがとうございます。

ご発表ですが、お手元にも資料がございますが、これに沿って上杉構成員、木原構成員、深尾構成員、中村構成員、日本PTA全国協議会さん、村井教授、英知法律事務所の森さんの順にプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

7名の方からプレゼンをいただいた後で、まとめてメンバーとの意見交換を予定しておりますので、大変恐縮ですが、ご説明に当たっては、あらかじめお願いしております5分

から10分程度のお時間でお願いいたします。

それから、今申しましたようにすべてのプレゼンテーションの終了後にまとめて質疑応答・意見交換をいたしますが、前回と同様に事実関係の確認等は個別のご説明の終了時点でも、特に手短にご質問したいことがございましたら、2、3問程度質問していただければと思います。そのような進め方にさせていただければと思います。

それでは、早速、最初に上杉構成員からご発表をお願いします。

【上杉構成員】 ジャーナリストの上杉隆です。5分から10分ということでお時間を与えていただきありがとうございます。記者クラブについてお話をさせていただくのですが、私が記者クラブを語り出すと5日から10日かかるので、できるだけ早目に終わらせようと思います。

まず、最初に誤解なきように申し上げておかななくてはいけないのは、ずっとフリーのジャーナリストを含めて、記者会見の開放をこの数十年間訴え続けてきました。それはあくまでも記者会見の開放、いわゆる公的情報へのアクセスの公平性を求めてきたものです。どうもこの議論になると、記者クラブに入れてくれというような誤解が広がっているようですが、決してそういうことではありません。記者クラブの解体も求めていませんし、記者クラブの記者たちに出ていってくれと言ったことも一度もありません。いわゆる報道の自由を守るために、ともに同じラインに立って機会均等、そしてそこからスタートしようということを守り続けてきています。いわばアクセス権の担保、公平性ということを行っているということです。

早速1つ目ですが、資料の1ページ目の「記者会見のオープン化の状況についての調査結果について」です。ここ総務省で原口大臣の指示のもと、3月に結果が発表されました。説明は割愛しますが、申し上げたいのは、A B C Dのランクづけが行われていて、同じ政府機関でも相当温度差があるということが一つ言えると思います。特に、Dランクの評価を受けた宮内庁、法務省、内閣官房等に関しては、これはもう先進国のみならず世界中の国の中でも圧倒的に情報アクセスがクローズであることが認定されたと申し上げたいと思います。

こうした調査が行政の側から行われるということで、既にこの国の報道機関には情報、言論の自由は存在していなかったのかということがあると思います。何と云っても、このフォーラムの趣旨である言論の自由の砦を守る、その言論の部分においては、何としても自由であってほしいと願うのは、これはむしろ報道機関に属する記者たちではなく、こう

やって行政の方から示されているのが日本の現状です。

2つ目ですが、5ページ目の、日本新聞協会の見解です。日本新聞協会には、前々回ヒアリングをしていただいたので、ここでは説明を割愛します。この文章を読んでいただければと思います。あくまでもフェアな議論をしたいと思い、この文面を添付しました。私自身は、日本新聞協会のヒアリング当日は、質問権を未然に封じることがなされたので、抗議の意味で退席しており、内容は聞いておりませんが、おそらくこのあたりのことについてお話しされたかと思います。

3つ目ですが、日本新聞労連の声明文で、13ページになります。今年3月4日に日本新聞労連が、「記者クラブ改革へ踏み出そう」という宣言を出しました。過去にも同種の宣言を出していたのですが、宣言を出すのみで、実際の行動には移していなかったのが現状です。今回は一歩進んで、その新聞労連自らが具体的な手引きを発表して、この記者クラブ制度に対して改善を求めました。「実行のための手引き」の部分ですが、「①記者会見への参加を拒んでいませんか?」、「②記者会見の開放に抵抗していませんか?」、「③記者クラブ員以外の質問を阻んでいませんか?」、「④記者クラブへの加入を阻んでいませんか?」、そして飛んで「⑧まずは規約を読み、議論してみませんか?」。こういう形で手引きが出されること自体が、今行われていないという全くの証左であります。先進国のみならず、世界中のほとんどの民主主義国家で行われていることが、日本では行われていないことをまずご認識いただきたいと思います。

4つ目ですが、16ページの記者会見の開放を求める会のアピール文です。これは今月、日本のフリージャーナリスト、それからこれまで色々活動してきた70名の呼び掛け人が「記者会見・記者室の完全開放を求めるアピール」を行いました。冒頭の、「しかし、実際は記者クラブの加盟社・者が会見への参加を事実上独占しており、記者クラブの非加盟社・者は長い間、会見への自由な出席、自由な質問が認められてきませんでした」というのが現状認識です。記者クラブ側に所属しているメディアの方々も色々反論はあろうと思いますが、少なくとも18ページ以降に名前が出ている70名以上のフリージャーナリスト、海外メディア、雑誌、インターネットの記者の共通認識がこの部分です。

そして、求めていることは、17ページになります。「私たちは、大手新聞社やテレビ局などの既存メディアと外国メディア、雑誌、インターネットメディア、フリーランスの記者、非営利で情報発信を行っている団体・個人などが平等な立場で自由に取材・報道を繰り広げ、切磋琢磨を続けることこそが、知る権利、報道の自由の真の意味での実践であり、

日本の報道の質を高め、言論の自由と民主主義社会の発展につながると確信しています。」
ということで、18ページ以降に呼び掛け人の名前が載っております。私もその一人として今回賛同して名前を載せております。

このように日本だけが特殊な制度であり、それが結果として言論の自由を妨げてきたという認識のもと、第1回目の会議であえてアジェンダセッティングにこれを取り上げていただきたいと言いました。それは、原口大臣の目指すところが「言論の自由を守る砦」ならば、その言論にネット、フリーランス、雑誌、海外メディアも認めていただいて、同じ土俵に是非とも参加させていただきたいと思うからです。

とかく対立構造で記者クラブ、非記者クラブメディアが取り上げられていますが、そのつもりは全くありません。誰もが同じ土俵に立って、そして同じアクセス権のもと、公平に取材を行い、それで得た情報が色々な形で国民、そして世界中に発信されることを望んでいるだけであります。

最後になりますが、このような形で日本だけが情報のガラパゴス化に置かれている現状は、現在のメディア環境において非常に不公平です。さらに、先ほど中村構成員も持っていましたiPad等を含めてインターネットメディアの急激な発展によって情報がフラット化しているにもかかわらず、日本だけがそこに蓋をするのは、効果的ではないと思います。とにかく記者会見の開放に関しては、是非ともアジェンダに入れていただきたいと思う次第です。

最後に、これで本当に最後になりますが、日本の報道・記者会見に対しての海外の評価を紹介します。FCCJ（日本外国特派員協会）は、30年来オープン化を求めています。これはフリープレスの原則に基づいて求めています。国境なき記者団も毎年のように国民の知る権利が日本では阻害されているとして抗議を行っています。

メディアだけでなく、日本政府に対しても国際機関が抗議をしております。OECDは2002年と2003年に規制緩和や、公平な国際的ルールに基づく見地から日本の記者クラブへの開放を求めています。また、EU委員会も数年にわたって決議を行っているのは、規制緩和の見地から日本の記者会見に対しては公平な運用を行うよう求めています。

このように言論の自由を守ることを話し合う、そしてアジェンダセッティングをされるのであれば、必ず記者会見の開放を前提として議論に加えていただきたい。そして、先ほど大臣もおっしゃいましたが、世界標準のプラットフォームをつくるならば、世界と同じような報道のシステムをつくった上で議論していただければと思います。

【濱田座長】 先ほど申しましたように、各報告の後に手短にご質問等ございましたらいただければと思いますが、今の時点で何かございますでしょうか。

それでは、また最後にまとめて議論いただきますので、ご質問などもその際にお願いできればと思います。

続きまして木原構成員からご発表をお願いいたします。

【木原構成員】 コミュニティFM、三角山放送局の木原くみこです。発表の機会をいただきましてありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

コミュニティFMでは、地域の人たちのパブリックアクセスの機会を増やすために様々な試みを行ってまいりました。今回は、私ども三角山放送局の取組を一つの例としてお話しさせていただきたいと思います。

三角山放送局は、三角山のある札幌市西区で13年前に開局いたしました。コミュニティFMは、4月1日現在、全国で236局あります。北海道にはこのうち1割以上の25局がございます。三角山放送局のある札幌市では、現在、7局ございまして、必死に頑張っているというところでございます。

コミュニティFMの大きな特色・特徴は、出演者と聴取者、リスナーとの間に境がないことだと思います。誰もが出演し、発信することが出来る放送局。これは今まではなかった言葉かもしれませんが、「誰でも出演（参加）する権利」があるはずです。そして、その場を提供する役割を担っているのがコミュニティ放送局であると言えます。

県域放送やNHKなどの、いわゆる大きな放送局とコミュニティ放送局はどう違うのかとよく聞かれるのですが、答えは、「マイクを誰が握っているか」の違いではないかと思えます。4ページ目のイメージ図ですが、県域放送局やNHKなどの大きな放送局の場合、マイクを握っているのは放送局です。ツーウェイ（双方向）の場合も、放送局対リスナーということになると思います。

コミュニティFMはどうかというと、イメージとして、地域の真ん中に放送局があって、出演者がそこに来てマイクを持ちます。しゃべり終わったら聞き手に回り、今まで聞き手だった人が、次はしゃべり手になる、そのようにマイクは常に出演者である市民が握っていると言えらると思います。放送局は市民をつなぐ役割を担っていて、出演者は、責任を持って発言をします。

インターネットの場合はどうなのかを考えたのですが、例えばインターネットの掲示板などは、どちらかというと、全員が一斉にマイクを握っている状態ではないかと思えます。

それが匿名であったり、時には責任のない発言であったりする場合もあると思います。

さて、三角山放送局では、現在170名の市民パーソナリティがおります。この写真の4倍ぐらいの人が毎日入れかわり立ちかわりマイクの前に立って自分の意見や思いを伝えています。中には障がいのある人もいます。車いすの人もいます。目が不自由な方もいます。外国人もいます。性的マイノリティの方もいます。「いっしょに、ね！」を合言葉に誰もが発信出来るようにと思い取り組んでまいりました。しかし、すぐに問題にぶち当たりました。

放送局はバリアフリーとは反対に、バリアだらけでございました。スタジオは段差だらけですし、放送機器も障がい者が使いやすいものは全くありませんでした。つまり、障がい者がマイクの前に立つことは念頭になかったのではないかと思います。そのようなことでしたので、ないものはつくるしかないと思い、(機器を) 作りしました。

例えば、右下にあるのは、腕時計になっているのですが、目が不自由な方に私たちディレクターが「キュー」という合図を出しても見えないためわからないので、この時計がぶるぶるとふるえて合図をするという形のものをつくりました。これは名付けて「ぶるぶるキュー」と申します。

それから、手が不自由なパーソナリティためには呼気スイッチ、要するに息でもってカフを上げ下げするようなスイッチも作りしました。これは北海道工業試験場と共同開発で作りしました。説明してもなかなかわかりにくいと思いますので、今日は地元の放送局が紹介してくれた番組をごらんいただきたいと思います。UHB北海道文化放送の人気番組「石井ちゃんとゆく！」です。どうぞ。

(映像上映)

地域は少数派で成立していると思います。小さな声を決して切り捨てないでいきたいと思っています。

さて、ここまでは「誰でも出演出来る」という話ですが、次は「誰でも聞ける」ところにいきたいと思っています。インターネットでの放送についてお話しさせていただきます。

コミュニティFMの出力は、最高で20ワットです。NHKは何と300キロワットですので、その大きさの違いがわかると思います。私どもは、「聞こえないとか」、「電波が届かない」ことを解消するためにインターネット放送に取り組んでまいりました。

2008年の6月から、今36局が参加してサイマル放送（同時放送）を行っております。このことによってアクセス数は格段に増えました。そして、先月末から、何とiPhone

でも聞けるようになりました。全国で聞くことが出来ます。地域情報の発信にももっと役に立てるようになると思います。現在、9局が聞けますが、どんどん増えていく予定です。

このようにコミュニティ放送がパブリックアクセスへの取組をすることは、難聴地域解消、合併などで広がった地域、災害時の情報伝達、そういうのも含めて情報ディバイドの解決につながるものだと思います。

最後に、課題についてですが、お話ししてきましたようにコミュニティFMは市民がマイクを握り、どこでも聞けるようになってきたわけですが、そうになると、今までとは違った問題が起きてくる可能性があります。行き過ぎた発言や、発言した個人に対する誹謗・中傷や、世論や政治との関わりなどが出てまいります。出演する個人や、それによって影響を被る個人という、個人に対する権利保障の問題です。コミュニティFMの場合はリスナーとの距離が非常に近いだけに、こじれると厄介でもあります。番組審議会はもちろんありますが、受け皿、クッションとして中立な組織が必要ではないかと思います。

また、もう一つの課題は、インターネットなどの設備投資にお金がかかるということです。さらに、著作権にかかわる費用が地上波だけでなく、インターネットにも二重、三重にかかります。規模の小さい私どもコミュニティ放送にとっては非常に苦しい金額です。このために二の足を踏む局もありますし、ネックになっていると思います。

これからも三角山放送局は「いっしょに、ね！」を合言葉に、誰もが発信出来る放送局を目指していきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

【濱田座長】 今の時点で何かご質問がございましたら、いただければと思います。

【上杉構成員】 ジャーナリストの上杉です。障がい者、ハンディキャップを持つ方への機器の設備投資は、どのぐらい費用がかかるのでしょうか。また、それが例えば助成金や補助金など、政府あるいは公的機関から何かしらの補助があるのかどうかを教えてくださいませんか。

【木原構成員】 費用は本当に色々なので一口には言えませんが、私も色々チャレンジして、補助金などをもらいたいと思ったこともありますが、聞く人にとって色々改善していくことは考えられているけれども、発信する方に関しては全くないのが現状であると思います。

【濱田座長】 それでは、続きまして深尾構成員からご発表をお願いいたします。

【深尾構成員】 きょうとNPOセンターの深尾です。

最初に、今の木原構成員の発表とも重なるところがあるのですが、私が今回テーマにす

る「市民メディア」や「コミュニティメディア」がどういうものか、DVDで見たいと思います。

このDVDはコミュニティメディアとして活躍している全国の仲間たちがつくってくれました。

(DVDを上映しつつ発言)

これは阪神・淡路大震災のときにいわゆる「海賊放送」から始まったコミュニティFMで有名な局です。

次にこれは日本で初めてのNPO法人の放送局でした。私も設立に関わりましたが、免許を取るまでに、「NPO法人にコミュニティFMの免許などやらん」というのが当時の郵政省の基本的な電波行政でした。「放送局をやりたいのなら株式会社をつくって出直してこい」と言われたのが90年代の終わりぐらいです。それがこうして非営利のコミュニティメディアが、2000年以降、インターネットや多様な分野で広がりを見せています。今からご紹介するのは、全国で色々な地域の特性を持って発信されている皆さんです。見ていただければわかると思いますが、皆さん生き生きと地域のことを発信しておられます。こういう中でまちが元気になっていたり、自分たちのまちを見つめ直すことになったりします。

これは大学生がつくっている番組です。

これは、今回このDVDをつくっていただいたOurPlanet-TVの紹介になりますが、インターネット放送局として様々な社会課題を発信されています。こういった子どもたちへの映像ワークショップなども通して発信することに非常に力点を置いてやっておられます。

最近では、離島や、鹿児島などで、こういった地域の発信でまちを活性化させていこうとたくさんのラジオ局が生まれてきています。これもほとんどの方々がボランティアで局を支えて、自分たちのまちを元気にしたい思いで発信されています。

これは後でも触れますが、韓国などでは、メディアセンターに国を挙げて取り組まれていまして、市民が発信することを支援する仕掛け、仕組みが出来ています。こうしたものも後段でご提案させていただきたいと思います。

(DVD上映終了)

では、パワーポイントの方に移らせていただきます。

まず、1ページ目の現状認識からお話させていただきます。基本的に、現行の日本の通信放送政策は、先ほど申しましたとおり「事業者の権利・義務」を定めたビジネス法であ

ると私自身は認識しております。その視点に立って、独立行政委員会の設置は、非常に重要だと思っております。その観点は、基本的にBPOの取組などを活かし、政治からの独立を社会全体の総力を挙げて実現するべきだと個人的には思っております。

2ページ目ですが、そのときに中核となる考え方は、コミュニケーションを権利として捉えるということです。これは先ほどからあったように、大原則は、コミュニケーションは自由であって、国民を電波の消費者と見るのではなく、主体としてきちんと規定することを大前提として、社会のすべての成員が言論・表現の自由、コミュニケーションと情報の自由を享受出来るように定めることが大前提、大原則だと私は思っています。

次に3ページについてです。そういった意味では、今までの、例えばこのフォーラムの議論でもそうですが、国際競争力や表現の自由、規制のあり方の議論に加えて、アジェンダでも設定いただいたように、メディア自体が地域の活性化に寄与するとか、文化が育成されていく、育まれていく。平たく言えば、繋がることで生きていく力が湧いていくこと、人を幸せにすること、かけがえのない一人ひとりが輝くということが、実は電波・通信を通じて出来ると考えています。それは先ほど見ていただいたDVDの映像でも明らかだと思っております。そういった観点で、電波・通信行政を考えていくことが、このフォーラムとしての一つの責務であろうと思っております。

次に4ページについてです。今見ていただいたように発信する市民が、多様に存在してきていることは既に事実です。これは技術発展によって受け手の市民ではなく、発信の主体としての市民の姿と実践が、既に我が国でも多様な形で存在しているということです。そのことにより、発信することで守られる人権があり、創られる人権がある。それは特に潜在的な社会課題やマイノリティの問題等に関しては、当事者が発信することで守られる、創られる権利がある。それによって形成される価値があると考えています。また、自身が発信することでメディアリテラシーが形成されていくのです。

そういった文脈で、前回、日弁連からもありましたとおり、「発信する市民」を支える、「パブリックアクセス」がとても重要になってくるのです。

次に5ページについてです。そのような中で、今までの放送行政は、「公共放送」と「商業放送」の2本立てで基本的に考えられてきましたが、そういったものを媒介する一つの三元的な考え方として、コミュニティ放送という、従来のコミュニティFMやコミュニティメディアだけではなく、非営利の放送という部分でのコミュニティ放送を放送体制の一面に入れていくということが非常に重要だろうと思っております。

そういったことで考えていくと、公共放送の在り方自身も考え直すことが大変重要だと考えています。

次に6ページについてです。具体的な提案を幾つか用意してきました。

1つ目は、「メディアセンター」の整備です。「発信」することをきちんと保障し、民主主義の根源を形成する。発信することによって、公正で公平な社会をつくっていくため、多様なメディアセンターを整備していくことを提案したいと思います。

2つ目は、パブリックアクセスの制定に向けた国民的な議論を形成していくことが重要です。制度をつくっても、押しつけ型の制度になっては、制度が腐ってしまいます。共創型・協働型の制度になるようにみんなが努力しながら、こういった権利を確立していくということです。

7ページをめくってください。3つ目は、そういった発信力を支える政策を展開していくために、先ほど上杉構成員からもありましたが、多様なメディアや多様な存在が一次情報にアクセス出来る環境を実現していくことも非常に重要です。

最後になりますが、4つ目は、NHKの受信料などの一部を積極的に活用したパブリックアクセス等を支える支援基金や財団のようなものの創設です。先ほど申しあげたメディアセンターの設置などを応援したり、コミュニティFMを応援したりするもので、また、商業放送の中でもドキュメンタリーなどの非常に社会性を持った公共的な番組では、スポンサーがつかず、大きな放送局の皆さんも苦勞して制作をなさっています。そういった方々を応援するような基金を、アーカイブなどもそうですが、メディアや「発信」ということをきちんと文化と捉えて応援していくような制度設計や在り方が、今非常に求められているのではないかと感じています。

国民自身が主体であることを基本に据えながら、こういった制度設計、パブリックアクセスを軸とした制度設計を考えていく。そのような時期に来ているのではないかと思います。

【濱田座長】 何かご質問等ございましたらいただければと思います。

【原口大臣】 今私たちは「新しい公共」ということで来年度に向けて市民公益税制をつくろうとしています。もう一つは、今回の郵政改革や年金改革についても同じですが、こういうコミュニケーションの権利を支える、NPOやNGOを支えるグラミン銀行や、地域通貨などの「絆」を支えるためのファイナンスを考えています。その点について、深尾構成員の見通しや、よりアクセスが保障出来るための方向性やお考えがありましたら教

えてください。

【深尾構成員】 地域の中では、実は大変な苦勞をしなくてもこういったことが出来るんです。地域のメディア、例えば地元の新聞社が協力してくれれば、簡単に出来ることがいっぱいありますし、地域の放送局が協力してくれれば出来ることもいっぱいある。そういったところがきちんとしたビジョンを持って評価される評価軸を形成していくことも重要ですし、我々NPOサイドもきちんと情報開示をして、社会から信頼されるパートナーとしてきちんと可視化していく。そういったことが税制優遇とセットじゃないと、NPO側も信頼を勝ち得ないと私たちは認識しています。そういった情報開示の仕組みもきちんと整備していくことがセットで議論していければ、実はファイナンスの問題も生きていくでしょうし、投資をしていく人たちも増えてくと現場では感じています。

【上杉構成員】 ジャーナリストの上杉です。質問というか、提案というか、思いつきかもしれませんが、地方、地域のミニメディアは、設備投資に大きなお金がかかって相当負担になっているかと思います。その中で、例えば2011年7月24日に幸か不幸かアナログ放送が終了して、地デジに完全移行することになりますので、アナログの放送機器が現在の大きな放送局から相当出てくると思うのですが、例えばそれを優先的にもらうとか、払い下げとか、そのような構想はあるのでしょうか。

【深尾構成員】 現状はないですが、非常にいいアイデアだと思います。先ほど私は放送体制の中に三元的なコミュニティ放送を入れるということを申し上げましたが、実は多くのコミュニティFMは第三セクター形式で行政の支援を受けてやっていて、そういうところを機軸に制度設計がされてきております。一方で、私が設立したラジオ局もそうですが、いわゆる非営利で行政から独立したところは、いまだに借金を負いながらラジオ局を形成して、みんなからお金を借りまくって設備投資をしております。ですから、そういった今のご提案がきちんと整備出来ると、非常に助かるところがたくさん出てくると思います。

【浜井構成員】 先ほど時間の関係から説明を省略されたのですが、資料6ページ目についてもう少し説明していただけますか。私もこの会議に参加しながらメディアリテラシーを高めることはかなり大事なことと思っています。この「メディア教育の普及」のところにあるリテラシーを高める点についてもう少しご説明いただければと思います。

【深尾構成員】 ありがとうございます。メディア教育というと、どうしても学校現場では、パソコンのスイッチの入れ方から教えれば済むことで完結しています。しかし、先

ほどもワークショップの映像がありました。子どもが実際に番組をつくって発信することを通して、例えばそれによって地域に発信をして、受け手の感想を聞くことで、本当に自分の言いたいことが伝わったかといったことを学べるプログラムをきちんと組めば、色々な問題点、発信することの難しさやそれを受け取ることの難しさも実感を持って子どもや大人の教育になっていくのです。そういった部分を転換していかなければいけませんし、それ自体は学校だけではなし得ません。学校の先生たちも大変ですから、そういったものを地域社会全体が、もしくは放送局の責務として展開していく。コミュニティメディアが自発的に取り組んでいく。そういったことを社会全体が応援する制度設計が必要だと感じています。

【濱田座長】 続いて、中村構成員からご発表をお願いします。

【中村構成員】 慶應義塾大学の中村伊知哉でございます。これまでの議論で出されております課題は、放送局への政治介入をどうするのか。あるいは行政でクロスメディア所有などの資本・参入規制などをどう扱うか。あるいはパブリックアクセス、発信機会の拡大をどうするのかといった、今お二方からあったような課題などが挙げられますし、それらに対する手段としても、行政組織あるいは法制度をどう見直すのか。さらにはメディアの整備をどう促進するのかといった、いずれも重要ですが、様々な課題や手段があり、論点、アプローチが拡散していると思いますので、どこから手をつけていくのがよいのかを整理していくのがよいかと私は考えております。

次に2ページについてです。そこで私見なのですが、表現の自由を拡大するためには、メディアを拡張していくことが効果的ではないかと考えております。グーテンベルクの活版印刷発明の16世紀以来、新聞、書籍、雑誌が発達してきて、20世紀に入ると地上波の放送、あるいはその後半には衛星やケーブルテレビといった新しい放送メディアが普及してきました。それらに対しては、規制と同時に、20世紀の終盤には多メディア・多チャンネル政策がとられてきたわけです。

今世紀に入って、インターネット、モバイル、地デジといった新しいメディアが普及してきて、政策としては規制緩和や、通信・放送の融合策がとられてきました。現にこの国会ではそのための法制度も審議されると伺っております。それらを通じて国民の表現の機会や表現の自由は格段に高まってきたのではないのでしょうか。総務省の情報流通センサスのデータを自分で計算してみたのですが、1996年から2006年までの10年間で国の情報発信量は30.6倍に増えています。国民の情報発信量は爆発的に増加してきている

わけです。

次に3ページです。こういったことをどんどん進めていくのがよいのではないかと考えます。つまり、日本列島を「自由の砦」とする考え方であり、そのためにも最先端のデジタル環境を整備するのが政策の方向性として立ち得るのではないかとということです。

そのための3つのアプローチ、政策を書いてみました。

まず第1に、インフラを整備すること。原口大臣が進めておられる「光の道」を強く進めていって、すべての国民の情報発信機会を保障すること。全国民がテレビ局になるということです。

2つ目は、新しいメディアを開発すること。アナログの跡地やホワイトスペースの活用、つまり、電波を再編したり活用したりして、デジタルサイネージのような新しいメディアやサービスを開発・発展させていくということです。

3つ目は利用する側で、利用環境を整備することです。例えば、デジタル教科書の普及を通じて全国民が情報生産力を高めたり、消費力を向上させたりすることです。これは情報リテラシーとも関連するものですが、このデジタル教科書に関しては、近くその推進母体となる民間主導のデジタル教科書協議会を立ち上げるべく、我々関係者が動いております。課題は様々なものがあります。教育環境をどうするのか、あるいは教材をどうするのか、ネットワーク環境をどうするのか、そして、端末はどうするのかということで、こんな端末になるのでしょうか、どうでしょうか。見せびらかせるのは今のうちだと思ってiPadを持ってきました。これは通信端末、放送端末になっていくと思いますので、デジタル教科書といってもメディア整備策にもなるわけです。ですから、教育戦略でもあり、成長戦略として捉えられるのではないのでしょうか。こういったことを総合的に進めていくことが必要でしょう。

最後のページです。今申し上げたのは、いずれも既に動き出しているプロジェクトであります。もう一つ、新しい提案をしてみたいと思います。ここまで地域のパブリックアクセスのお話があったのですけれども、より広域の新しいパブリックアクセス・チャンネルをつくることは出来ないだろうかということです。番組の制作あるいは表現の主体を多様化する施策は、これも様々なアプローチがあります。海外では外注規制などが地上波の放送局に課されてきました。アメリカのフィンシルールや、イギリス、フランス、韓国の外注規制などがあるのですが、日本はどちらかと言うと、こういった規制ではなくて、民間主体での努力が続けられてきました。

例えばコンテンツの取引市場をつくろうと、AMDアワードなどでマルチメディアに流通するコンテンツ、番組をつくっていきこうと民間主体での取組が進められてきております。また、NHKに関しては、衛星委託放送での外部制作比を一定以上にしよう努めるという指針が放送普及基本計画でつくられるようなアプローチがとられています。さらにそうした状況を踏まえて次のステップも考えてよいのではないのでしょうか。

右側に書きましたのはジャストアイデアです。例えば次の衛星、間もなく公募が始まりますような衛星のチャンネルなどの新しいメディアで、HDでなくSDでいいと思うのですが、多様な制作主体が参加出来るような、例えばプロダクションであるとかNPOなどが参加出来るような仕組みとして、事業者の認定の際に、外部制作をすることを加点ポイントに加えるといったやり方があるのではないのでしょうか。

ただ、その際に、財政的基礎への配慮は必要でしょうから、支援措置とのセットになるかもしれませんが、工夫する余地はあるのではないかとこのことをございます。

以上です。

【濱田座長】 それでは、ご質問等をいただければと思います。

では私から、最後の4ページ目にパブリックアクセス・チャンネルという言葉が出てきますが、これは先ほど深尾構成員や木原構成員が言われていたパブリックアクセスのイメージと同じと考えればいいのでしょうか。それとも少し性格が違うイメージなのでしょう。

【中村構成員】 どうでしょう。衛星でやる場合に、運営主体があって、すべてではなくても、その中の一部時間などをパブリックに開放するといった仕組みに設計するのかもしれない気がしております。まだこれは具体的な申請者のイメージがあるわけではないのですが、そういう意味でそういったチャンネルに深尾構成員や木原構成員のところに参加されるイメージなのかと思って書いてみました。

【濱田座長】 次に、社団法人日本PTA全国協議会顧問の曾我さんからご発表をお願いいたします。

【(社) 日本PTA全国協議会 (曾我)】 今ご紹介いただきました曾我でございます。社団法人日本PTA全国協議会は、義務教育の公立小中学校の子どもたちの保護者の会でございます。全国会員約1,000万人の保護者を有しており、全国でご論議がされているインターネット環境の中で、子どもたちが様々な環境にいる中で、全国的なことに関する問題点等の協議などは、私ども日本PTA全国協議会が国などとともに研究開発をしながら

ら、全国の保護者の安心・安全を確保していく役割を担っております。

私は、昨年6月まで日本PTA全国協議会の会長をしており、その中でICTに関する様々な担当もさせていただきました。現在も、1ページ目のアピールの資料の中間点に書いてございますが、安心ネットづくり促進協議会が昨年の2月に発足したときに、私は日本PTA全国協議会の代表としてその中に参加をさせていただきました。もちろん公立高校の全国高等学校PTA連合会の会長さんも一緒に加わり、民間で様々なインターネットの青少年のためになる環境整備をするためのご努力をされるということで、我々も特別団体として参加をして活動を行い、1ページの下のようなアピールを出しております。

このアピールを出したのは、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行され、内閣府のインターネットの会議や文科省の通達を通して、色々な情報が錯綜する中で、きちんと日本PTA全国協議会として、保護者に、今の状況や、お守りいただきたいことをお願いしなければならぬとして、昨年の3月にアピールを出しました。

アピールの1つ目の記一であります、「社会の一員として青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に対し、法律に従い、通達を尊重し協力を惜しまない」。

もう一つが、「有害なインターネット環境から子どもたちを守るのは第一が家庭教育であり、保護者は適切にインターネットを利用させる責務を自覚し、家庭におけるルールを決める」。

次に、「インターネットの環境を与えるのは保護者であり、携帯電話などのインターネットツールを与えるに当たり、使用責任があることを自覚し、子どもの使用状況の内容確認を適時に行う」。

次に、「携帯電話等、インターネットを行える環境を、無防備に与えない。発達段階に合わせ、必ずフィルタリングを設定する」。

次に、「携帯電話等、年齢に応じて使用時間、使用場所等を設定し、家庭内での健全な生活リズム、「早寝、早起き、朝ご飯」を守る」。

最後に、「保護者はインターネットについて自ら積極的に学ぶ姿勢を持ち、子どもたちが学校で学ぶインターネットモラルを家庭で崩さないよう、子どもと同等の情報を共有する」。

このようにアピールを出し、現在の環境の中で子どもたちを守るためには、今、保護者自らが本当に学習をしていかなければならない時期にあることを、日本PTA全国協議会として全国の会員にアピールをしたところでございます。

その後、教育再生懇談会や様々なところでも論議され、次のアピールを出さなければ、まだまだ混乱が起きているということで、2ページにあるアピールを出させていただきました。

上の文は外しますが、「一、原則として、小中学生には携帯電話を持たせないようにする」。

次に、「通学時の安全確保などのため小中学生に携帯電話を持たせる場合は、通話機能など必要な機能に限定した携帯電話（※）を持たせるようにする。

（※ 必要な機能に限定した携帯電話（機能限定携帯電話とは）

①通話、②防犯ブザー、③緊急通知機能（電話発信＋居場所通知）に限定した携帯電話）」

次に、「保護者は、情報リテラシー能力を身につけ、子どもとの話し合いを通じて、子どもの携帯電話の使用や利用についてのルールを作るようにする」。

このような形で通達を出させていただいたのは、保護者が携帯電話やインターネット端末を安易に子どもに渡してしまうため、そこから起きる大きな問題が全然解決されていないためです。しかしながら、私も安心ネットづくり促進協議会の中に加わらせていただいて、様々な開発企業の皆様をお願いをしてきました。子どもはインターネットと子どもを触れ合わせないで育てようということではないのです。グッドネットな社会で子どもを育てるなら、何ら問題はないのですが、その環境整備が整っていない中では、段階的に子どもたちにインターネット環境をどう与えていくかをずっと真剣に考えていかなければいけません。その中で十分に技術開発力を持っている日本の様々な企業や、能力を持っている皆さんにご協力をいただいて、青少年が安心・安全なインターネット社会の中で育つことが出来る環境を保護者に安心出来るように発信していただいて、このような状況が少しずつ解決をしていってほしい。そのような立場をとらなければならないのが日本PTA全国協議会の立場でございます。

先ほど中村構成員から電子教科書のお話がありましたが、まさしくこれが進むならば、その問題解決に関しては、なお一層スピーディにそれぞれの省庁が連携し、青少年を守る環境をいかに早く整えるかに関しては、お願いしたい立場でございます。

青少年がその後インターネット社会で大人になり、様々な日本の未来を担う役割を果たすことは十分に子どもも認知しております。そのためには、どのようにインターネットと子どもたちを触れ合わせながら大人に育てていくのか。これに関してはそれぞれの省庁が単独でやるのではなく、国策として全体が連携をし、是非とも環境を整えていただき、我々保護者に安心してインターネットツールを使えるような子どもの環境を整備いただくこと

をお願いしたい次第でございます。

携帯電話会社からは、この通達を基本に、どうしても必要な子どもに与える場合の、我々に安心な機能を限定した携帯電話をおつくりいただいております。その場合には、日本PTA全国協議会の推薦マークを発行させていただいております。

ただ、現時点では、青少年と申し上げても、小学生、中学生、高校生それぞれ段階が違いますので、やはりそのことももう少し論議をし、その状況に合わせたツールを与えていくことが、まさしくインターネットに触れ合わせながら子どもたちを育てるという内閣府が発表された状況に従っていくのではないかと思います。

子どもは、国がこのことに積極的に取り組むことは、是非子どもたちの安心・安全な環境を整備することが前提であるということをお願いし、日本PTA全国協議会としてのお話とさせていただきたいと思っております。

補足ですが子どもは平成14年からマスメディアに関するアンケート調査をずっと行っております。皆さんに状況だけお伝えしたいと思ひ、添付しております。9ページをご覧ください。

9ページの3番の、『見せたくない番組』より『見せたい番組』の方が多い」というアンケートです。日本PTA全国協議会でアンケートをとり始めたころは、この番組はどうなっているのかといったことを、民放連さんとも年に1度懇談を持ちながら、要望書を渡しています。BPOの青少年委員会などでもご論議をいただき、青少年のための番組になるようにご努力をいただいております。

その経年変化の中で、昔はこんな番組は見せたくないといっていた保護者が、自らの意識が高まってくると、見せたくない番組より、こんな番組を見せたいという話に変わってくるぐらいに保護者が成長してまいります。今まで民放連の皆さんにお話をしていたのは、インターネット社会に対する子どもが発言する窓口がない。どなたと話していったらこういう社会が出来るのかという窓口がない。その後安心ネットづくり促進協議会という任意団体が民間の力で生まれました。子どもも様々な発言をさせていただいて、民間の力で自助能力の中で青少年を守る環境が整うならばと参加させていただきました。民間の活動と国とが連携をすれば、もっと環境状況の改善は早まって、子どもたちがインターネットと触れ合いながら成長出来る環境になるのではないかと期待しています。現在、私自身が代表してこの安心ネットづくり促進協議会に参加をさせていただいております。

しかしながら、任意団体はいつなくなるかもわからないし、窓口がいつなくなるかもわ

からない不安もあります。是非きちんと法人化され、我々がいつも議論出来る、お話が出来る窓口として、またしっかり役割を担える民間団体に成長していただいたときに、初めて安心なインターネット社会が我々の近くに訪れるのではないかと考えております。

私ども大人の社会では、すでにインターネットの利用・活用をさせていただいておりますが、子どももよりよい環境で活用しながら育つ、大人になれる環境は、まだ整っていないことを是非ご理解いただき、整備を進めていただきたいと思います。

以上です。

【濱田座長】 それでは、ご質問等、いかがでしょうか。

それでは続いて、慶應義塾大学環境情報学部の村井教授からご説明をお願いいたします。

【村井教授】 慶應義塾大学環境情報学部の村井でございます。よろしく申し上げます。

インターネット環境の視点から、インターネット技術の動向等を一つの見方で皆様と共有しようという観点から今日はお話させていただきます。

1 ページをお願いします。

この図は、私がいつもインターネットを考えるときに使う図で、4つぐらいのことをこれで伝えようとしています。1つは、インターネットの情報空間は、グローバルな空間で地球全体を包んでいること。2つ目としては、雲がちょっと見えているようになっていて、つまり、海底ケーブルでない地上を這う光ファイバや衛星や電波を使った技術によってインターネットのカバレッジが出来るということです。

そして、100%カバレッジと書いてありますが、それは、すべての人間が参加出来ることです。インターネット全体の世界ではアフリカやインド、そういったところで新しい知識や医療、教育に関わる人たちにどのようにインターネットを提供出来るか。こういう大きな課題を抱えている分野でもあります。そして、最後に、どこでも、どこにある情報でも、そしてどこにいる人でもアクセスできるという、モビリティやカバレッジの問題があります。基本的には日本で言えば、すべての国民参加という使命を持っている。これがインターネットの環境とご認識ください。

2 ページをお願いします。

まず変革です。インターネットの技術は、色々なショッキングなことも含めて、新しいことを生み出します。そういう環境が出来てくるので、色々考えなければいけません。特に今日のコンテンツの話では、発信する情報や、非常にクォリティの高い商業価値のある情報も含めて考えたいと思います。例えば音楽の楽しみ方が変わったので新しい音楽の産

業のスタイルが生まれてくるなど、イノベーションは必ず新しいものを生み出し、その方向へトランジションして行く時期がありますので、社会はその移っていく状況をしっかりと見て、それに対する対応の準備をする必要があります。インターネットもそういったことをたくさん生み出しています。

3 ページをお願いします。

そして、ICTは基本的にデジタル情報であることが大変大きなインパクトを持っておりまして、デジタル情報はインターネットという共通の基盤で情報のアクセスや共有を実現します。この情報社会で今申しあげたような改革が起こってくると、変化する分野が大変増えるということがございます。その中で本当に知恵を出して新しいものをつくっていくことが、この変化に対する我々が果たすべき使命となります。

4 ページをお願いします。

その結果として、誰もが情報にアクセス出来ることは、これまで説明された皆さんがもうお話になったと思います。その中で、本当に高価値の創造物をどのようにしていけるかを含めた、その表現の体系を考える必要があります。

ここからは、少々誤解されている面もあるかもしれない分野である、インターネットのブラウザ技術の展開について見ていきたいと思います。

5 ページをお願いします。

最近のバズワードに沿って、インターネットの技術史をブラウザで見っていきます。1995年にウィンドウズが生まれたときは、ブラウザのことをインターネットと呼んでいました。ブラウザはインターネットのすべてではありません。しかしながら、ブラウザの発展を見ていくと、インターネットと情報アクセスとの関係がよくわかります。基本的にワールドワイドウェブは世界中にある情報にアクセスが出来るということで、その閲覧ソフトウェアとしてのブラウザが整備されました。

ただ、ブラウザを考えるときに、一番下にあります通り、パソコン、テレビ、iPhone、スマートフォン等の携帯端末や、セットトップボックスなど、ブラウザによってインターネットにアクセスする環境は、今やパソコンだけではない状況になってきています。

6 ページをお願いします。

Web 2.0という言葉も流行語みたいなものですが、下にVM(Virtual Machine)化したブラウザと書いていますように、ブラウザ側とサーバ側で連携しつつ分散処理を行うことで、高速に処理ができるようになりました。例えばグーグルマップは速く動くというこ

とです。基本的には手前（機器側）側も強くなったので、良いアプリ、高速のアプリがどんどんできてくる、つまりユーザ環境が充実してきたということでもあります。

7ページをお願いします。

次に、大量のデータを運ぶときにどうするかについてですが、これはP2Pという技術が出てまいりました。ちなみに、今日の事業仕分けの中継もP2Pの技術が使われております。これは、大量のデータを大量の人がアクセスするための技術として有効です。ただし、この絵のとおり、ディスクが各コンピュータに置いてあります。ここに何を蓄積するかが知財の面でも大きな課題になってまいります。そういった意味でローカルに置いているストレージの問題を大きく考える必要が出てまいります。

8ページをお願いします。

今度はこのディスクの絵をわざと消してあります。クラウドという言葉がインターネット上で出てまいりました。これは何となくブラウザの向こうにクラウドの環境があって、データはすべてそちら側で安心・安全に格納され、ソフトウェアもその中でサービスとして提供できるのではないかというのがクラウドコンピューティングでございます。そのためには、この安心と安全をどう担保するかの技術や方法が確立できなければなりません。しかしながら、それを前提としたときのイメージが、このクラウドコンピューティングのイメージで、手前のディスクがあまり意識されません。

9ページをお願いします。

今、次世代ブラウザのためのウェブページ記述言語として、HTML5が登場してまいりました。この最先端の技術では、今度、手前側のディスクが大変大きな意味を持っています。さっきの中村伊知哉構成員の自慢したiPadや、iPod等も、16ギガバイトから64ギガバイトぐらいの不揮発性メモリがついています。大臣がお使いのコンピュータは多分500ギガバイトもしくは250ギガバイトのハードディスクがローカルについていると思います。そして、何と自宅にあるテレビは、2テラバイトとか1テラバイトのストレージがありまして、これを有効に使って素晴らしい環境をつくろうというのがHTML5という新しい技術の標準でございます。このときに、何が問題になるかは、当然そのストレージの中に格納され、みんなで共有され、アクセスされるときに、その体制の中で本当にいいものがつくられて、格納されて流通されて発信される環境をどうつくっていくかでございます。

10ページをお願いします。

ここの書かれたような分野で色々なチャレンジがあります。まずは著作権や人権、そしてプライバシーという問題は、インターネット上の情報の問題で大変大きな課題になっています。まず私たちは何をすべきなのか、これをグローバルにきちんと示す必要があります。それは、正しい理念、そして、それに対して何をするかという正しいルール、社会など、色々と議論があったと思います。そして、その理念と社会が正しければ、そのことを担保出来るテクノロジーを色々な形で、今お見せしたような環境の中で構築していく必要があります。私の話のポイントは、我が国は是非これをやるべきだということです。また、過度な禁止でなく、適切なルールを形成することや、過度な対応でなく、対価の還元、そしてそのための適切なルールの実行などができこそ、情報の先進的な環境ができ、そして、それを以て世界に貢献できるということです。

11ページをお願いします。これが最後のスライドになります。「光の道」という環境でこの国のブロードバンド化が今後ますます進んで、すべての国民が参加出来る環境ができます。つまりこれをベストプラクティス、最高の経験として、世界に貢献させる必要がでてきます。我々技術の分野から言えば、これが最高のマーケットであって欲しいので、日本が最高のマーケットを形成していることを前提に、それに対しての安心・安全の技術の方法、あるいはそれに伴うルールが出来て、それが最終的にグローバルな情報社会への貢献になることになってくると思います。今申し上げましたように、今日お見せしたような技術は、日本が非常に強い分野で、発展していく環境もあります。また、使いこなす力や、普及度も日本が大きく進んでいると思います。だからこそ、その中身や、その中で作り出すものは、最高のクォリティを持って世界全体に貢献出来るものになると私は確信しております。そのようなものをみんなで作らなければいけないと思っております。

以上でございます。

【濱田座長】 ご質問などいかがでしょうか。

それでは、最後になりましたが、英知法律事務所弁護士の森さんからご発表をお願いいたします。

【森弁護士】 本日はお時間をいただきましてありがとうございました。弁護士の森でございます。私はインターネット上の違法有害情報の仕事をしておりますので、インターネット上の違法有害情報の話、違法有害情報とその規制の話をしていただこうと思います。

放送・報道についてここまで4回主にご議論されてきたかと思いますが、放送・

報道とインターネットの大きな違いの一つは、違法有害情報の量でございます。先ほど木原構成員から、みんながマイクを持っている状態だというお話がありました。そのとおりでして、やはり誰もが発信出来る関係上、色々なものが上がってきってしまう。これは仕方ないことです。

逆に、そのことから表現規制を正当化すべき場面、表現規制が出てきてしまう場面、これも多々あるわけでございます。したがって、インターネットの世界では違法有害情報と表現規制が非常に間近なものとして感じられることを申し上げたいと思います。

2ページ目をおめぐりください。

1つ、それを示すような、インターネット上の表現の自由について、ある種の脅威が感じられたエピソードをご紹介したいと思います。青少年ネット規制法案、規制法案というのは正確ではないかもしれませんが。青少年ネット規制法の当初案として2008年の初めに自民党の青少年特別委員会が公表したものでございます。

これがなぜ脅威に感じられたかですけれども、当初案の中には、スライドの左側に書いたとおり、有害情報についての規制がありました。有害な情報は、法律の世界では、「有害情報」と「違法情報」に区別されます。違法情報は違法な情報、有害情報というのは違法ではないけれども有害な情報です。後者について、この当初案がどのような規制をするかですが、まずプロバイダの有害情報の削除義務を規定します。ここで言うプロバイダには掲示板の管理者や、ブログのサービスの提供者、SNSのサービスの提供者などが含まれます。そういった人たちに有害情報を削除すべき義務を課して、義務違反があったら罰則を科する内容になっておりました。このような法律ができてしまうと、そういう人たちは罰則を科されては大変だということで、有害情報のおそれがあるものをどんどん削除するのではないかという懸念が持たれるわけでございます。

さらに言えば、その内容としても色々疑問があるところでして、最初の疑問は、有害情報について削除義務を課するというけれども、その範囲はどうか。どれが有害情報で、どれがそうでないのかわかるのかということでございます。

2番目の問題は、罰則を科するのであれば、それはもはや有害ではなくて違法になっているのではないかということです。

3番目もそれに関係しますけれども、発信する方は違法としては取り扱われない。情報発信者は違法情報を発信したことにならないのに、掲示板や、あるいはブログに書かれると、ブログ事業者の方ではそれを削除する義務を負うのはどういうことなのか。不均衡で

はないのかというような問題もあるわけです。

4番目のものが一番重要ですけれども、違法有害情報が氾濫している状況が表現規制の根拠になるわけなのですが、違法情報が氾濫しているような状況があったとして、そこに新たな法規制を付け加えて、果たして新しく付け加わった部分が効果的に削除されるのか。法執行によって消されていくのかが疑問なわけでございます。この4番目は重要な問題なので、また後ほど改めて触れたいと思います。

3ページ目をおめくりください。

この当初案がどういう経緯をたどったかといいますと、この有害情報規制はちょっとどうなのかということで、反対声明をIT事業者が出すことができました。

4ページ目をおめくりください。

インターネットユーザー協会の反対声明なんかもございました。インターネット上では若干報道もありましたし、個人の方のブログでもかなり扱われたわけですが、問題が大きいわりにはそれほど社会全体を巻き込むような議論にはならなかったと認識しております。もしかしたら、このまま法律になってしまっていたかもしれないと思っています。

法律して成立した時点で、これは青少年インターネット環境整備法という法律になるわけですが、これ自体問題があると言われておまして、また、成立したときにそういう報道もありました。しかしながら、私がここでご紹介したような有害情報規制の問題は、当初案に比べればかなり軽減されていたわけでございます。そういう意味では、非常に問題のある当初案が提案されたところで、ノーという機能がなかったことは怖いことだったと思っております。

そういう意味では、ノーという機能というのは、一つの表現の自由の「砦」だろうと思います。しかし、これはもしかしたら、放送・報道には当てはまらないかもしれません。放送・報道にはノーという機能があるからです。もし納得できないような規制が提案されれば、それはやはりノーとおっしゃると思いますし、世の中を巻き込む議論ができると思います。

ただ、そうは言いながら、やはり違法有害情報が多いインターネットの感覚からすると、なかなか規制について全般的に反対することは難しいわけでございます。例えばインターネットの情報発信については、国家が一切関与すべきではなくて、表現の自由市場に委ねるべきだと言う人はいないわけでございます。やはり権利を侵害された人は救済されなければいけませんし、立法措置もあり得るということです。

今、表現の自由に対する脅威のエピソードをお話ししましたがけれども、ここからは微妙な問題についてご紹介をしていきたいと思えます。

5 ページ目をおめぐりください。

まず最初は、道路周辺映像サービスです。グーグルストリートビューです。これは本来は道路の周辺映像を提供して、どうなっているのかを示すのが目的ですが、色々なもの、人の顔、表札、ナンバープレートが映り込みます。場合によっては、立ち小便をするところや、キスや、風俗店、ラブホテルに出入りするところも映ってしまいます。これは果たしてどうなのかが議論になりまして、色々なところで検討がされましたが、意見が分かれているわけでございます。

総務省からも「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」での意見書が出ておりますけれども、こちらの結論は、簡単に言えば、重大な権利侵害が頻発しているとは言えず、改善を要するが、サービスを止めるほどのことではないということでございます。

これに対して日弁連も意見書を出しております。こちらは重大な権利侵害が生じており、是正、勧告等の権限を有する第三者機関ができるまで、サービス対象領域の拡大を停止すべきという意見になっております。真二つと言っていいぐらい分かれているわけでございます。私も申し上げたいことはございますけれども、とりあえず意見が対立していることだけご紹介しまして、もう一つ、次のものをご紹介させていただきます。

6 ページ目をおめぐりください。

これもご記憶にあらうかと思えますけれども、闇サイトについてです。闇の求人・求職。これは違法行為をやろうという人たちが情報交換を掲示板でして、ここで知り合っ人たちが殺人事件を起こすことがありました。これについてもやはり立法で規制した方がいいのではないかという議論があったわけでございます。

7 ページ目をおめぐりください。

実際に立法による規制がなされる場合もあります。ここでご紹介するのは出会い系サイト規制法。これも言ってみれば闇サイトと同じように違法情報が交換される可能性のある掲示板ですけども、この場合は成人による利用は問題がないわけですけども、児童が利用すると問題があるということで、掲示板管理者が規制対象となっているわけでございます。

1 枚飛ばしまして、9 ページ目をおめぐりください。

以上のようなことから、私の申し上げたいのは以下のようなことです。「国家による表現行為の規制はいけない」と言えば、聞こえはいいですし、わかりやすいのですけれども、実際には非常に微妙な問題として我々の前に提示されるということです。その中で、通すべきもの、通さないものをきちんと選んでいけるかどうか問題なわけでございます。

10ページ目をおめくりください。

規制を正当化しようとする説明は、たいがい次のようなことになっております。青少年ネット規制法案の当初案のときに報道で紹介されていたものをちょっとご紹介します。「ネット上で現行法でも違法なレベルのわいせつ画像も簡単に見ることができますが、その画面を有害サイトの例として会議などで配布すると違法になるわけです。それなのにサイト自体はいつでも見られるという状況はおかしいですよね。」というご説明をされているわけです。これは言ってみれば、違法情報が蔓延している状況を紹介して、だから新しい規制が必要だという説明になっているわけでございます。

11ページ目をおめくりください。

そういう意味では、表現規制に結びつくような違法有害情報に対する取組、これをどのようにしていくかが、真の意味での「砦」の働きをするものではないかと考えております。

違法有害情報に対する取り組みを幾つかご紹介させていただきます。最初は安心ネットづくり促進協議会です。先ほど曾我様からご紹介がありましたけれども、あのような活動のみならず、違法有害情報に対する取組もしております。調査企画委員会の中に児童ポルノ対策作業部会がありまして、先日、児童ポルノに対するブロッキングを適法にできるのか。特に通信の秘密との関係でできるのかについて中間発表をいたしました。これは結論としては、緊急避難法理によって正当化できるという結論でございまして、報道では、原口大臣からもそのようにおっしゃっていただいたとうかがっております。

それから、次はインターネット・ホットラインセンターで、これは実績と存在感では一番大きなものかもしれません。こちらは警察庁の委託事業としてなされておまして、そういう意味では国との距離という問題がありますけれども、ガイドラインをつくって厳格な運用、制限的な運用を目指しているというところでございます。

12ページ目をおめくりください。

EMAとI-RO I、これはご承知のとおりWebサイトの安全性についてお墨付きを与える第三者認証です。フィルタリングの基準を提供することをしております。

それから、違法有害情報相談センターもできております。これはインターネット・ホッ

トラインセンターの民事版とも言うべきもので、削除要請や発信者情報開示などへの対応をアドバイスしております。

13ページ目をおめくりください。

最後に私個人としての意見を申し上げます。やはり「砦」の機能の中核は、違法情報、有害情報に対する実効的対策ではないかと思っております。そこにおいて国家に期待される役割は、民間の取組に対する支援が原則ではないかと思っております。ただ、やはり報道被害の議論がここまでなされてきましたけれども、どうしても権利侵害が頻発すると評価されるときには、これは法規制等が出てくるのもやむを得ないことであるわけでございます。それを前提に申し上げれば、独立行政委員会がいいのではないかというようなお話がありましたけれども、公正取引委員会はその所管が公正な競争を阻害することを防ぐということですから、広範な権限を与えてもいいのかもしれませんが、表現の分野で広範な権限を与えることは問題があるのではないかと思います。原則として報道被害等の権利侵害の救済にとどめるべきであって、表現の中立性といったことについては所管させるべきではないのではないかと考えております。

以上でございます。

【濱田座長】 全体の質疑応答に移る前に、今の森さんのご説明について、何かご質問はございますでしょうか。

それでは、全体についてどうぞご意見、あるいは質疑をいただければと思います。

【堀構成員】 ホリプロの堀でございます。私どもの会社でもコミュニティFMの経営にも関わっておりますし、今日は重延構成員はいらっしゃってないのですが、テレビの制作もやっておりますし、表現者のマネジメントもやっております。先ほどの話の中で、三角山放送局の件の際に、著作権の費用がインターネットなどで配信するにしても二重三重の負担になるというお話がありましたが、あるパブリックアクセスをするがために、我々のような表現を財産的価値に変えている者の権利を制限してまでパブリックアクセスをしなければいけないというのは、ちょっと違うかなと思います。パブリックアクセスは、個人の考えるところや、コミュニティの考えるところを全国、あるいは世界に知らせることが、このインターネット時代の特性になるのではないかと。とにかくインターネットの件になりますと、著作権がすごい負担だというお話をされておりますけれども、現実的には、私どもが関わっているコミュニティでも、音楽を主体としたコミュニティFMもありますし、地域情報を主体にしているコミュニティもありますし、あるいは災害のときに活躍し

たコミュニティもあるわけです。したがって、財産としての情報と、いわゆる報道・表現というものを一緒にして議論しないでいただきたいなと思います。

それと、先ほどの中村構成員の新たなBSメディアでパブリックアクセス・チャンネルをつくるというご意見は、私どものような立場の者からすれば、これは大いにやられたらいいのではないかと思いますし、反対する立場にもないと思います。

ただ、これも箱をつくって、その中身が伴わないことがないよう、最初からこの箱はこういうものを入れるための箱であるということを十分に議論しての箱であれば、制作会社としての立場からも反対するものではないと思います。

そういうことを是非権利の問題ということでお願いしたいということです。

【木原構成員】 それはとてもよくわかるので、否定するわけでは全然ないのですけれども、私たちのようなコミュニティFMにとっては、なかなか費用面では厳しい（高額である）という現実的な話でした。

【村井教授】 価値のあるデータが流通するときに、対価をどうできるか。よくインターネットの上では、例えば音楽や映画が違法に流通してしまうので、そういう環境は価値を守れないのではないかという話がありますが、実態を見ますと、例えば今の携帯端末のように、新しいメディアを使って、新しいビジネスに発展する、そして対価をきちんと生成して、産業としての音楽産業や映像産業が発展するといった、非常にうまくつくられた技術や仕組みが生成されます。先ほど私はブラウザの例で説明いたしましたが、そういった環境の中で技術や仕組みを担保として、新しい技術をつくっていくことが進められていると思います。

我が国の状況を見ますと、私が今日説明したような画面は、中には強弱が少し違う分野もありますが、技術としては日本が先行して進んでいるところがあります。これを技術標準として世界に提案するのは日本の義務だと思うのです。そういったことを通じて、この新しいモデルで対価の還元ができるような技術的な仕組みもできると思います。ただし、そこに至るプロセスの中で、やはり今、堀構成員がおっしゃったようなことをきちっと考えていくような社会的な仕組を考えていくことが並行して必要で、基本的には堀構成員のおっしゃっていることは、私はとても大事なことだと思っています。

【服部構成員】 木原構成員、深尾構成員、中村構成員に質問ですが、パブリックアクセス・チャンネルを考える際に、例えばアメリカのケーブルテレビジョン放送法などを見ていくと、いわゆるフランチャイズを地方政府が付与する際に、パブリックアクセス・チ

チャンネルを設定したりあるいは放送区域内の学校に放送スタジオを建設するといった提案をする事業者に対して地方自治体がフランチャイズを渡すというのがあります。日本のケーブルテレビの場合には、それが一切されていないというか、行政や法の支援がないまま、幾つかのケーブルテレビでパブリックアクセス・チャンネルが実行されていますけれども、例えば原口大臣が言う「砦」を考えた場合、それを法で支援すべきなのか、あるいはそうではなくて、新しい技術が出てきたときに考えるべきなのか。日本は、いわゆる旧来のケーブルテレビで十分できたはずなのに、議論としてはもちろんありましたけれども、全くパブリックアクセス・チャンネルは実行されなかったことについてはどう思うのか。新しいメディアではそれが、特に中村構成員がおっしゃったような形のBSで実行されるなんてことは、これまでの経緯からみて、おそらく夢物語以上だと私は思います。その辺についてお答えいただきたい。

【濱田座長】 深尾構成員からどうですか。

【深尾構成員】 私は法でぎちぎちに制度を決めてしまうことには若干違和感はあるのですが、ただやはり、先ほど来言っている権利としてどう保障していくかを考えると、やはり推奨していくムードをきちんと社会全体として醸し出していく。そうしないと、放送局としての体をなさないということをどう文化としてつくっていくか、またどう醸し出していくかが非常に重要だと思います。単に法制化すればいいわけではないと思います。それは現実的にどういうコンテンツをそこに上げるか。制度はつくったけれども、その中身がないことになれば、意味がないものになっていきます。基本的にはそういった民主主義の基盤となる発信を軸に据えていくということ、その制度設計がどうやったらうまくいくかについて知恵を絞らなければいけないと思っています。

【木原構成員】 先ほど舌足らずだったのですが、障がい者の人が発信していくときに、全く支援がないのは、まだそこまで考えられていない段階なのではないかと思います。今の段階では、聞く人や、テレビを見る人たちが、障がいがあったりするのを色々補完していくようなところまでは支援する制度があるのですが、それ以外のところの発信に関してはまだまだだという感じがして、これからそういうようなことにちからをいれていただきたいと思います。

【中村構成員】 海外のアプローチがどちらかというと、法規制に傾いている中で、日本はこれまでそういったことを避けてやってきた。そうした中で豊かな放送文化を生んできたということだろうと思います。しかし、一方で、この時代、多様性をもっと確保すべ

きではないかということにどう応えていくのかが試されていると思います。今日ジャストアイデアで申し上げましたのは、新しいメディアが出てきたときに、そのチャンネルを認定するようなときに、どこを選ぶのかという基準があると思います。技術もあれば、財政的な基礎もあれば、そうした中の一つにパブリックアクセスのような要素を組み込むという、折衷案ですけれども、そういったことが考えられないかということでございます。

【濱田座長】 ありがとうございます。まだご質問があらうかと思えますけれども、時間になってしまいましたので、ひとまず今日の意見交換を終了させていただければと思います。

最後に原口大臣から何かございますでしょうか。

【原口大臣】 本当にありがとうございます。一人一人の価値をどうやって高めていくかについて、多くの視点をいただきました。また、子どもたちやネットの安全についても大事なご指摘をいただいたと思います。常時つながっていることによって、インターネットは、もうテレビや放送と同義とは限らないと思います。この間トロンの坂村先生とお話をしましたけれども、あらゆるところにあって、つながることによって、情報の質も変わってくるのだと考えています。

一方で、先ほど少しお話をしましたけれども、私たちは「新しい公共」という形で社会を支えるあるいは絆を支える仕組みをつくっていきたいと思っています。深尾構成員の活動されている京都へ行くと、生きづらい人たち、あるいはアサーティブでない、視聴しづらい方々を、まさに目の前にいる同じような生きづらい人たちがNPOとして支えているという、そういうことも学ばせていただきました。このフォーラムがまさに一人一人の生きる権利を支えて、それが結果として表現や放送、様々な言論の「砦」となることを期待して、お礼の言葉に代えたいと思います。

ありがとうございました。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。

これで3回にわたるヒアリングが終了いたしました。かなり急ピッチでヒアリングをさせていただきましたので、これからいよいよしっかりと議論をと思っております。次回の第6回会合では、これまでのヒアリング結果などを受けました論点整理、それからフォーラムの今後の進め方についてご議論いただければと考えております。まだまだご意見、ご質問等おありだと思えますが、次回以降しっかりと議論を是非いただければと思います。

なお、次回会合は6月2日（水）17時より開催する予定です。詳細につきましては、

事務局から別途ご連絡させていただきます。

以上で第5回の会合を終了させていただきたいと思います。ヒアリングにご協力いただきました皆さん、どうもありがとうございました。

以上